

議案第 4 5 号

専決処分の承認を求めることについて

白岡市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 8 年 6 月 4 日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和 8 年 3 月 3 1 日に公布され、一部の規定について、令和 8 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、緊急に白岡市国民健康保険税条例等を改正する必要性が生じ、令和 8 年 3 月 3 1 日に白岡市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

別紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

白岡市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例（別紙）

令和8年3月31日

白岡市長 藤井 栄一郎

白岡市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(白岡市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 白岡市国民健康保険税条例(昭和29年白岡町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改める。

第20条第1項中「66万円」を「67万円」に改め、同項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第3項中「及び被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、「減額後の被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の3の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
第20条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険

者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額。以下この項において同じ。)は、当該被保険者均等割額から、当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

(白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(令和8年白岡市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項を改め、同条に1項を加える改正規定を次のように改める。

第2条第3項中「被保険者につき」を「国民健康保険の被保険者につき」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(第1条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第20条第1項の改正規定中「同条第5項」を「同条第5項本文」に改め、「減額して得た額」の次に「(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の白岡市国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

白岡市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和8年3月31日に公布され、一部の規定について、令和8年4月1日に施行されたことに伴い、条例改正を行ったものである。

2 改正の概要

(1) 第1条 白岡市国民健康保険税条例の一部改正

ア 第2条及び第20条関係

基礎課税額の賦課限度額を地方税法施行令で定められた額と同額である67万円（改正前は66万円）とする。

イ 第20条関係

(7) 第1項

国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の基準額を次の表のとおり引き上げる。

区 分	被保険者等の数に乗じる額	
	改正前	改正後
5割軽減世帯	30万5千円	31万円
2割軽減世帯	56万円	57万円

(4) 第3項

子ども・子育て支援金の賦課徴収が開始されることに伴い、出産被保険者の保険料の軽減について、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額にも適用する。

(7) 第4項

18歳未満被保険者に対する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額を減額する。

(2) 第2条 白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正

子ども・子育て支援納付金課税額の賦課限度額を地方税法施行令で定められた額と同額である3万円とする。

3 施行期日及び適用区分

(1) 施行期日

第1条 令和8年4月1日

第2条 公布の日（令和8年3月31日）

(2) 適用区分

改正後の条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとする。

白岡市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(白岡市国民健康保険税条例の一部改正)</p> <p>第1条 白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例</p> <p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(第1条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>67万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>67万円</u>とする。</p> <p>3～5 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第20条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>67万円</u>を超える場合には、<u>67万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗</p>	<p>(白岡市国民健康保険税条例の一部改正)</p> <p>第1条 白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例</p> <p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(第1条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。</p> <p>3～5 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第20条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗</p>

じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1人につき31万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～オ 略

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき57万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～オ 略

2 略

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額)は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)～(6) 略

- (7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額
当該出産被保険者につき第8条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額
に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～オ 略

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～オ 略

2 略

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)～(6) 略

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額。以下この項において同じ。）は、当該被保険者均等割額から、当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

（白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

第2条第3項中「被保険者につき」を「国民健康保険の被保険者につき」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金

（白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

第2条第3項中「被保険者につき」を「国民健康保険の被保険者につき」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金

課税額は、世帯主（第1条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第20条第1項中「ア」を「当該各号ア」に、「イ」を「当該各号イ」に、「及び同条第4項本文」を「、同条第4項本文」に、「ウ」を「当該各号ウ」に改め、「17万円）」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額から当該各号エ及びオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加え、同項第1号ア中「23,520円」を「28,700円」に改め、同号イ中「10,640円」を「10,990円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,265円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について73円

課税額は、世帯主（第1条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第20条第1項中「ア」を「当該各号ア」に、「イ」を「当該各号イ」に、「及び同条第4項本文」を「、同条第4項本文」に、「ウ」を「当該各号ウ」に改め、「17万円）」の次に「並びに同条第5項の子ども・子育て支援納付金課税額から当該各号エ及びオに掲げる額を減額して得た額」を加え、同項第1号ア中「23,520円」を「28,700円」に改め、同号イ中「10,640円」を「10,990円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,265円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について73円